

令和6年度補正DR家庭用蓄電システム導入支援事業共同事業体

代表幹事 一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 大友 潤 殿

令和6年度補正
再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金
(DRリソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業)
申請代行委任について

私（当社）は、令和6年度補正「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（DRリソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業）」（以下、「本事業」という。）について、本事業の交付規程第21条及び公募要領4-3（2）に基づき、下表＜委任する手続き＞に記載の1～15の手続きを以下の申請代行者へ委任します。また、私（当社）は、本事業の交付規程及び公募要領に加えて、下表＜交付申請確認事項＞に記載されている内容の説明を全て受け、承知しております。

＜委任する手続き＞

1	交付申請書の作成及び提出	9	返還報告書（確定に係るもの）の作成及び提出
2	交付申請取下げ届出書の作成及び提出	10	精算（概算）払請求書の作成及び提出
3	中止（廃止）承認申請書の作成及び提出	11	消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書の作成及び提出
4	計画変更承認申請書の作成及び提出	12	返還報告書（取消しに係るもの）の作成及び提出
5	事故報告書の作成及び提出	13	取得財産等管理明細表及び管理台帳の作成及び提出
6	実施状況報告書の作成及び提出	14	その他S I I より提出を求められた書類の作成及び提出
7	承継承認申請書の作成及び提出	15	その他、1～14に関連する手続き
8	実績報告書の作成及び提出	-	

＜交付申請確認事項＞

委任をする者（申請者）は次の項目を確認し、確認後に□にチェックを入れること。

☒	No.	項目	内容
☐	1	交付申請	申請者は、本事業の交付規程および公募要領に記載されている内容をすべて承知の上で、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という。）に必要な申請書類を提出すること。なお、提出された申請書類をS I I が審査した結果、本事業の補助金（以下、「本補助金」という。）の交付対象にならない場合があることを承知の上で申請すること。
☐	2	暴力団排除に関する誓約	申請者は、交付規程「別紙 暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項について補助金交付申請前に確認し、この誓約事項に同意して申請すること。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより申請者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないこと。
☐	3	交付決定前の補助対象設備に係る契約等の禁止	申請者は、交付決定前に補助対象設備に係る契約又は受発注及び支払いを行った場合、それが補助対象設備であっても本補助金の交付対象とはならないことを承知すること。
☐	4	重複申請の禁止	申請者は、補助対象設備について他の国庫補助事業等で補助金の交付を受けている場合、本補助金の申請はできない。
☐	5	申請の無効	申請者は、S I I に提出する申請書類に対して、如何なる理由があっても、その内容に虚偽の記載をしてはならない。申請者が交付規程及び公募要領、 その他の規約 において認められないことを行う、あるいは行おうとした場合、又は調査等により交付対象とならないことが確認された場合、S I I はただちに当該の申請を無効とし、当該申請者の将来における申請の受け付けを拒否する。

☐	6	債権譲渡の禁止	申請者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部をS I Iの承諾を得ずに第三者に対して譲渡し、又は継承させてはならない。
☐	7	申請代行者による申請手続き	申請者は、S I Iが登録した申請代行者に本事業への申請手続きを委任した後も、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう協力すること。
☐	8	申請の変更及び取り下げ	申請者は、申請書類の提出から本補助金の交付が完了するまでの間、当該申請書類に記載する内容の変更はできない。やむを得ず変更を希望する場合は、速やかに申請代行者に連絡し、申請の取り下げ・変更依頼を行うこと。申請者が本項に規定する連絡を怠ったことにより、S I Iによる申請に係る審査ができない場合、S I Iは当該申請者の申請を無効とすることができる。申請の取り下げ又は申請が無効にされたことによって生じた申請者の不利益に対し、S I Iの故意又は重過失に起因する場合を除き、S I Iは申請者に対して一切の責任を負わない。
☐	9	DR契約の締結／DRメニューへの加入	申請者は、導入する補助対象機器に係るDR契約をS I Iに登録された蓄電池アグリゲーターと締結するか、S I Iに登録されたDRメニューに加入すること。
☐	10	導入設備の維持・運用	申請者は、処分制限期間中、導入する補助対象機器を継続的に維持運用すること。取得財産等を処分制限期間内に処分しようとする時や、本補助金の目的に沿った使用、維持及び管理を取りやめた場合は、予めS I Iの承認を受けること。その場合、補助金の返還が発生することがある。
☐	11	調査等への協力	S I Iは、本事業の適正な実施を図るため、申請代行者等を通じて申請者に対して必要に応じて電話またはメールによる問い合わせや追加書類の提出、機器設置予定場所（住所）への立入りを含めた調査等の協力を依頼することがある。申請者はS I Iの求めに応じて、これらの調査等に協力すること。
☐	12	活用状況等の報告	申請者は導入した補助対象設備の活用状況等についての報告をS I Iが求めた際、処分制限期間の間は申請者が誠実に対応すること。
☐	13	免責	S I Iは、導入した補助対象機器の不具合や故障によるトラブルや損害、申請代行者やその他の者と申請者との間に生じたトラブルや損害について、一切の責任を負わない。また、申請に必要な書類データを申請代行者が申請ポータルに添付し、S I Iが審査を開始する時点より前に生じた申請書類の紛失、申請手続きの遅延等の事故について、S I Iはその一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる義務も負わない。またメールアドレスの変更について、申請者がS I Iに対し連絡を行わなかったために、S I Iからのメールによる通知が延着、不着となった場合も同様に、S I Iは当該通知が、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなし、それに起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる責任、義務を負わない。
☐	14	事業の内容変更、終了	S I Iは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができるものとする。この場合、S I Iは本事業の終了、停止、契約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当該損害等がS I Iの故意又は重過失による債務不履行又は不法行為に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとする。事業の変更、交付規程及び公募要領の変更については、S I Iホームページ及びその他の告知物等で変更内容を公表した後は、変更の事実及びその内容を承諾したものとみなす。

2025年 月 日

委任をする者（申請者） 氏名：

※法人にあつては事業者名称及び代表者の氏名を記載すること

委任を受ける者（申請代行者） 事業者名：

担当者名：

令和6年度補正DR家庭用蓄電システム導入支援事業共同事業体
代表幹事 一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 大友 潤 殿

以下、記入時の注意点です。

令和6年度補正
再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金
(DRリソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業)
申請代行委任について

私（当社）は、令和6年度補正「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（DRリソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業）」（以下、「本事業」という。）について、本事業の交付規程第21条及び公募要領4-3-2）に基づき、下表＜委任する手続き＞に記載の1～15の手続きを以下の申請代行者へ委任します。また、私（当社）は、本事業の交付規程及び公募要領に加えて、下表＜交付申請確認事項＞に記載されている内容の説明を全て受け、承知しております。

＜委任する手続き＞

1	交付申請書の作成及び提出	9	返還報告書（確定に係るもの）の作成及び提出
2	交付申請取下げ届出書の作成及び提出	10	精算（概算）払請求書の作成及び提出
3	中止（廃止）承認申請書の作成及び提出	11	消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書の作成及び提出
4	計画変更承認申請書の作成及び提出	12	返還報告書（取消しに係るもの）の作成及び提出
5	事故報告書の作成及び提出	13	取得財産等管理明細表及び管理台帳の作成及び提出
6	実施状況報告書の作成及び提出	14	その他S I Iより提出を求められた書類の作成及び提出
7	承継承認申請書の作成及び提出	15	その他、1～14に関連する手続き
8	実績報告書の作成及び提出		

各チェックは、申請者が手書きでチェックをしてください。
※代筆は認められません。必ず申請者本人がチェックをしてください。

＜交付申請確認事項＞

委任をする者（申請者）は次の項目を確認し、確認後に□にチェックを入れること。

☒	No.	項目	内容
☐	1	交付申請	申請者は、本事業の交付規程および公募要領に記載されている内容をすべて承知の上で、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という。）に必要な申請書類を提出すること。なお、提出された申請書類をS I Iが審査した結果、本事業の補助金（以下、「本補助金」という。）の交付対象にならない場合があることを承知の上で申請すること。
☐	2	暴力団排除に関する誓約	申請者は、交付規程「別紙 暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項について補助金交付申請前に確認し、この誓約事項に同意して申請すること。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより申請者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないこと。
☐	3	交付決定前の補助対象設備に係る契約等の禁止	申請者は、交付決定前に補助対象設備に係る契約又は受発注及び支払いを行った場合、それが補助対象設備であっても本補助金の交付対象とはならないことを承知すること。
☐	4	重複申請の禁止	申請者は、補助対象設備について他の国庫補助事業等で補助金の交付を受けている場合、本補助金の申請はできない。
☐	5	申請の無効	申請者は、S I Iに提出する申請書類に対して、如何なる理由があっても、その内容に虚偽の記載をしてはならない。申請者が交付規程及び公募要領、その他の規約において認められないことを行う、あるいは行おうとした場合、又は調査等により交付対象とならないことが確認された場合、S I Iはただちに当該申請を無効とし、当該申請者の将来における申請の受け付けを拒否する。

☐	6	債権譲渡の禁止	申請者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部をS I Iの承諾を得ずに第三者に対して譲渡し、又は継承させてはならない。
☐	7	申請代行者による申請手続き	申請者は、S I Iが登録した申請代行者に本事業への申請手続きを委任した後も、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう協力すること。
☐	8	申請の変更及び取り下げ	申請者は、申請書類の提出から本補助金の交付が完了するまでの間、当該申請書類に記載する内容の変更はできない。やむを得ず変更を希望する場合は、速やかに申請代行者に連絡し、申請の取り下げ・変更依頼を行うこと。申請者が本項に規定する連絡を怠ったことにより、S I Iによる申請に係る審査ができない場合、S I Iは当該申請者の申請を無効とすることができる。申請の取り下げ又は申請が無効にされたことによって生じた申請者の不利益に対し、S I Iの故意又は重過失に起因する場合を除き、S I Iは申請者に対して一切の責任を負わない。
☐	9	DR契約の締結／DRメニューへの加入	申請者は、導入する補助対象機器に係るDR契約をS I Iに登録された蓄電池アグリゲーターと締結するか、S I Iに登録されたDRメニューに加入すること。
☐	10	導入設備の維持・運用	申請者は、処分制限期間中、導入する補助対象機器を継続的に維持運用すること。取得財産等を処分制限期間内に処分しようとする時や、本補助金の目的に沿った使用、維持及び管理を取りやめた場合は、予めS I Iの承認を受けること。その場合、補助金の返還が発生することがある。
☐	11	調査等への協力	S I Iは、本事業の適正な実施を図るため、申請代行者等を通じて申請者に対して必要に応じて電話またはメールによる問い合わせや追加書類の提出、機器設置予定場所（住所）への立入りを含めた調査等の協力を依頼することがある。申請者はS I Iの求めに応じて、これらの調査等に協力すること。
☐	12	活用状況等の報告	申請者は導入した補助対象設備の活用状況等についての報告をS I Iが求めた際、処分制限期間の間は申請者が誠実に対応すること。
☐	13	免責	S I Iは、導入した補助対象機器の不具合や故障によるトラブルや損害、申請代行者やその他の者と申請者との間に生じたトラブルや損害について、一切の責任を負わない。また、申請に必要な書類データを申請代行者が申請ポータルに添付し、S I Iが審査を開始する時点より前に生じた申請書類の紛失、申請手続きの遅延等の事故について、S I Iはその一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる義務も負わない。またメールアドレスの変更について、申請者がS I Iに対し連絡を行わなかったために、S I Iからのメールによる通知が延着、不着となった場合も同様に、S I Iは当該通知が、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなし、それに起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる責任、義務を負わない。
☐	14	事業の内容変更、終了	S I Iは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができるものとする。この場合、S I Iは本事業の終了、停止、契約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じ、履行又は不法行為に該当する場合は、申請者がこの書類に署名した日付を記入してください。 ※代筆は認められません。必ず申請者本人が記入してください。

委任をする者（申請者）の氏名について
個人の場合：手書きにて署名してください。（印字不可）
法人の場合：手書きでの署名、もしくは社印を押印してください。
※代筆は認められません。必ず申請者本人が署名してください。

2025年 月 日

委任をする者（申請者）氏名：
※法人にあつては事業者名称及び代表者の氏名を記載すること

委任を受ける者（申請代行者）の事業者名、担当者名については、
印字や社印でも構いません。

委任を受ける者（申請代行者）事業者名：
担当者名：